

## 国立高等専門学校機構の見直し内容（案）と現行の中期目標・中期計画との関係

現行の中期目標・中期計画	見直し内容（案） （次期中期目標・中期計画の方向性）
<p>（中期目標） （前文）</p> <p>機構は、独立行政法人国立高等専門学校機構法（以下「機構法」という。）別表に掲げる各国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする（機構法第3条）。</p> <p>これまで、国立高等専門学校は、ものづくりなど専門的な技術に興味や関心を持つ学生に対し、中学校卒業後の早い段階から、高度な専門知識を持つ教員によって、実験・実習・実技等の体験的な学習を重視したきめ細やかな教育指導を行うことにより、製造業を始めとする産業界に創造力ある実践的技術者を継続的に送り出し、我が国のものづくり基盤の確立に大きな役割を担ってきた。特に、専攻科においては、特定の専門領域におけるより高度な知識・素養を身につけた実践的技術者の育成を行ってきた。</p> <p>また、近年、高等専門学校の教育で培われたものづくりの知識や技術を基礎にして、より高度な知識と技術を修得するために進学する者が4割に増加してきている。</p> <p>さらに、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携への期待も高まっている。</p> <p>このように国立高等専門学校にさまざまな役割が期待される中、<u>15歳人口の急速な減少という状況の下で優れた入学者を確保するためには、5年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係など、高等学校や大学とは異なる高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければならない。</u>また、<u>産業構造の変化等を踏まえ、新しい時代に対応した創造力に富み、人間性豊かな技術者</u></p>	<p><u>第1 国立高等専門学校のミッションの再整理等</u></p> <p>国立高等専門学校（以下、「国立高専」という）は、高度経済成長期に中堅技術者の養成機関として順次設立されたが、その後、<u>産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズの変化等、社会状況が大きく変化している。</u>また、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月31日中央教育審議会答申）において、「<u>地域における産業界等との連携による先導的な職業教育の取組の促進等、教育内容・教育方法の充実や地域及び我が国全体のニーズを踏まえた新分野への展開等のための教育組織の充実等</u>」が求められている。</p> <p>このため、次期中期目標等では、これらの<u>社会状況の変化や中央教育審議会の答申を踏まえ、本法人本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取って国立高専のミッションを再整理し、達成すべき目標の明確化を図ることとする。</u>また、<u>各国立高専及び各学科の特性に応じて、定量的かつ具体的な成果指標を設定することとする。</u></p>

の育成という視点に立って、国立高等専門学校における教育の内容も不断に見直す必要がある。

こうした認識のもと、各国立高等専門学校が自主的・自律的な改革により多様に発展することを促しつつ、一方でその枠を越えて人的・物的資源を効果的・効率的に活用することにより、大学とは異なる高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化するため、機構の中期目標を以下のとおりとする。

(中期計画)

⑧ 技術科学大学を始めとする理工系大学との間で定期的な協議の場を設け、教員の研修、教育課程の改善、高等専門学校卒業生の継続教育などの分野で、有機的な連携を推進する。

さらに、本法人は、本科卒業後の編入学先として設置された国立の技術科学大学と連携を行っているが、国立高専と同大学との教育内容に一部重複があるとの指摘もある。国立高専における科目内容を繰り返しつつ、内容を高度化することは有益であることから、同大学の設置趣旨を踏まえ、それぞれの役割分担を明確にした上で、より一層円滑な接続が図られるよう、本法人において必要な見直しを行うこととする。

(中期計画)

(2) 教育課程の編成等

① 産業構造の変化や技術の高度化などの時代の進展に即応した対応が求められる中、各高等専門学校がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じ、個性ある多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進める。このため、学科構成を見直し、地域の要請に即応した新分野の学科の設置や改組・再編・整備を適切に進めるとともに、地域や各高等専門学校の実情に応じ専攻科の整備・充実を行う。また、中央教育審議会答申の趣旨や入学志願者の動向、ニーズ等を踏まえ、高等専門学校の配置の在り方について地域の要望に即した見直しを行うものとし、宮城、富山、香川及び熊本の4地区にある高等専門学校の統合を着実に進める。さらに、必要な外部有識者や各学校の参画を得た調査研究を行い、その成果を活用する。

## 第2 事務及び事業の見直し

1 社会状況の変化を踏まえた学校の配置の在り方の見直し及び学科再編

国立高専は51校が個別に設置された経緯があるが、国立高専間でシナジー効果を発揮し、51校全体としてミッションを達成していくため、本法人は、産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、本法人本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取って、51校の国立高専の配置の在り方の見直し及び学科再編を行うこととする。

また、現在、社会・産業・地域ニーズの把握に当たっては、本法人本部がイニシアティブを取って統一的な手法を示していないため、各国立高専が独自に実施している。このため、今後の国立高専の再編を検討するに当たっては、本法人本部が社会全体のニーズを的確に把握する観点から、ニーズ把握の統一的な手法を示すこととする。

<p>② <u>産業界における人材需要や学生のニーズの変化等に対応した学科の大括り化やコース制の導入などについて検討を行う。</u></p>	
<p>(新規事項)</p>	<p>2 商船高等専門学校における船員としての就職率の向上</p> <p>「海洋基本計画」(平成25年4月26日閣議決定)において、「日本人外航船員の数を平成20年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組を引き続き促す」、「高齢化の進展等に伴う内航船員の不足」との記載があるが、商船高等専門学校就職者における船員としての就職率をみると約6割から7割にとどまっている。商船高等専門学校は船員養成機関であることから、船員不足のニーズに応えるために、この原因を分析し、関係機関と協力して船員としての就職率を上げるための取組を行うこととする。</p>
<p>(中期目標)</p> <p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を除く。)については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。</p> <p><u>55 の国立高等専門学校が1つの法人にまとめられたスケールメリットを生かし、戦略的かつ計画的な資源配分を行う。</u></p> <p>また、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。</p> <p>さらに、平成19年度に策定した随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、随意契約見直し計画の取組状況をホームページにより公表する。</p>	<p><u>第3 業務運営の合理化・効率化等</u></p> <p>1 スケールメリットを活用した業務の合理化・効率化</p> <p>本法人は、51校の国立高専を設置・運営している<u>スケールメリットをより活用し、業務運営の効率化を図る観点から、更なる共同調達の推進や一般管理業務の外部委託の導入等により、一層のコスト削減を図ることとする。</u></p>

<p>(新規事項)</p>	<p>2 監事監査体制等の充実</p> <p>本法人は、国立高専が51校、非常勤職員を含めた職員数が約1万人という比較的規模の大きな組織であるため、監事による監査のより適切かつ充実した実施を図る観点から、常勤監事を置き、監事監査体制を強化することとする。</p> <p>あわせて、本法人本部における監査体制の充実を図ることとする。</p>
<p>(新規事項)</p>	<p>3 不正経理の再発防止及び内部統制の強化</p> <p>東京工業高等専門学校において、平成15年頃から22年までの間に約550万円の不正経理があったことが発覚し、内部調査を行った結果、「公的研究費等の不正使用に関する調査結果報告書」（平成24年2月14日）では、「東京工業高等専門学校における本事案以外に、不適正な会計経理（預け金・プール金）の事態はなかった。」とされていた。しかし、その後、「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）では、23年度までの5年間で約1億7,000万円の不適正な会計経理（預け金・差替え・翌年度納入・前年度納入）があったと指摘されている。</p> <p>このため、本法人は、会計検査院の検査を受けた18校以外についても事実関係を早期に調査し、公表することとする。また、平成23年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を各国立高専に徹底させるとともに、内部統制の強化を図ることとする。</p> <p>さらに、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」（平成25年8月2日文部科学省設置）等の検討結果を受けて、必要に応じ平成23年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」を見直すこととする。</p>